

子ども医療費支給制度の助成範囲が拡大します

●問合せ 住民課 内線258

令和5年4月1日から、子ども医療費支給制度の医療費の助成範囲が拡大し、町内にお住まいの中学卒業から18歳の年度末までの方の入院も対象となります。

<令和5年3月31日まで>

対象年齢	保険診療による自己負担額	
	入院	外来
出生～中学卒業まで	対象	対象
中学卒業～18歳の年度末まで	対象外	対象外



<令和5年4月1日から>

対象年齢	保険診療による自己負担額	
	入院	外来
出生～中学卒業まで	対象	対象
中学卒業～18歳の年度末まで	対象	対象外

中学卒業から18歳の年度末までの方は、子ども医療費受給者証は交付されません。病院の窓口でいったんお支払いいただき、以下の必要書類をお持ちになって住民課で払い戻しの手続きをしてください。

※入院時の差額ベッド代や食事代などは助成されません。

※令和5年4月1日からの入院が対象です。

必要書類

- ・医療機関発行の領収書
- ・振込先の分かる通帳やキャッシュカード
- ・お子様の健康保険証
- ・お子様と保護者様のマイナンバーカード等

